

○ひたちなか市建築基準法施行細則

平成7年1月17日

規則第7号

改正 平成11年4月30日規則第35号
平成12年3月31日規則第15号
平成12年6月1日規則第47号
平成13年3月30日規則第17号
平成13年6月27日規則第29号
平成14年3月29日規則第20号
平成15年3月27日規則第20号
平成16年3月31日規則第16号
平成17年3月7日規則第9号
平成18年5月29日規則第48号
平成19年6月8日規則第28号
平成20年6月20日規則第38号
平成21年3月31日規則第15号
平成22年3月19日規則第7号
平成27年5月29日規則第30号
平成28年5月31日規則第33号

(趣旨)

第1条 この細則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及びひたちなか市建築基準条例(平成12年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通知書の交付)

第2条 市長又はひたちなか市建築主事は、法又はこれに基づく命令若しくはこの細則の規定に基づく申請に対して処分をしたときは、その旨の通知書を当該申請者に交付するものとする。

第3条及び第4条 削除

(確認の申請書の添付図書)

第5条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認

の申請書には、当該確認の申請に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）が次の表の左欄に掲げるものであるときは、同表の右欄に掲げる事項を明示した同表の中欄に掲げる図書を添付しなければならない。

建築物等の種類	図書の種類	明示すべき事項
がけに接する場所又はがけに近接する場所を敷地とする建築物	詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及びその寸法、がけの高さ及び形状並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
道路面又は隣地地盤面と高低差のある場所を敷地とする建築物	縦横断面図	縮尺並びに道路又は隣地地盤と敷地地盤との縦横断面及びその高低差
物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。)	面積計算図	各階及び各階の売場の床面積計算表
自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分を持つ建築物(自家用車の車庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(住宅(事務所、店舗その他住宅以外の用途を兼ねるものを除く。)に付属する車庫にあつては100平方メートル)以下のものを除く。)	自動車出入口位置図	当該建築物の敷地の自動車の出入口が面する道路の幅員及びこう配並びに当該出入口と道路交差点若しくは曲がり角、横断歩道、自転車横断帯、横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口、安全地帯、橋詰め、踏切又は公園、小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口との位置関係
昇降機を有する建築物	昇降路構造詳細図	縮尺、機械室の大きさ、昇降路頂部及び底部間隔の寸法、定格速度並びに乗用、荷物用又は人荷共用の別
地階に居室を有する建築物	換気設備図	縮尺、機械及びダクト等の詳細並びに給気口、排気口及び外気取入口の位置並びにその寸法
興行場等の用途に供する	避難計画書	客席の定員、客席部、廊下、通路等

部分を持つ建築物		の位置及び各出入口の想定通過人数
工場の用途に供する建築物	工場調書(様式第1号)	
危険物の貯蔵又は処理を行う建築物	危険物に関する調書(様式第2号)	
し尿浄化槽を設置する建築物	処理対象人員計算書	用途、面積及び種類
認定浄化槽の場合(浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく型式認定浄化槽に限る。)	認定書の写し	
認定浄化槽以外の場合(浄化槽法に基づく型式認定浄化槽以外の場合に限る。)	処理工程図設計計算書及び設備仕様書	

(後退杭の設置)

第6条 法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者(ひたちなか市みなし道路助成金交付要綱(平成6年告示第44号)第11条の規定を準用する。)で、法第42条第2項に規定する道路に当該敷地が接する場合には、あらかじめ当該道路の境界線とみなす位置を示す杭を設置しなければならない。

2 前項にいう杭は、ひたちなか市みなし道路助成金交付要綱第4条に規定するみなし道路境界標示杭支給申請書により支給する。

(工事監理者の決定等の届出)

第7条 建築主は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めなければならない建築物を建築しようとする場合には、法第6条第1項の規定による確認の申請書に工事監理者を明記しなければならない。ただし、当該確認の申請の時までに工事監理者を定めることができない時は、当該建築物の工事に着手するまでに、工事監理者決定(変更)届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

2 建築主は、前項の工事監理者を変更した場合には、工事監理者決定(変更)届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(工事施工者の決定等の届出)

第7条の2 建築主は、法第6条第1項の規定による確認の申請の時までに、工事施工者を定めることができないときは、当該建築物の工事に着手するまでに、工事施工者決定（変更）届（様式第3号の2）を市長に届け出なければならない。

2 建築主は、前項の工事施工者を変更した場合は、工事施工者決定（変更）届（様式第3号の2）を市長に届け出なければならない。

（違反建築物等の公告の方法）

第8条 法第9条第13項の規定による公告は、標識（様式第4号又は様式第5号）を設置して行うほか、ひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（建築物の定期報告）

第9条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の規模が同表の右欄の当該各項に該当するもの（政令第16条第1項に規定する建築物に該当するものを除く。）とする。

	用途	規模
1	劇場、映画館又は演芸場	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分（100平方メートル以下のものを除く。）を有するもの、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの又は主階が1階以外の階にあるもの
2	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分（100平方メートル以下のものを除く。）を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
3	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分（100平方メートル以下のものを除く。）を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
4	児童福祉施設等（政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。）	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分（100平方メートル以下のものを除く。）を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
5	旅館又はホテル	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分

		(100平方メートル以下のものを除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
6	学校又は体育館	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100平方メートル以下のものを除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
7	博物館,美術館,図書館,ボーリング場,スキー場,スケート場,水泳場又はスポーツの練習場	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100平方メートル以下のものを除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
8	百貨店,マーケット,キャバレー,ナイトクラブ,バー,ダンスホール,遊技場,公衆浴場,料理店,飲食店,物品販売業を営む店舗,展示場又は待合	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100平方メートル以下のものを除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
9	事務所その他これらに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。)	地階又は3階以上の階でその用途に供する部分(100平方メートル以下のものを除く。)を有するもの
注 1の項から8の項までの複数の用途に供する建築物にあっては,それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもって,その主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとする。		

2 法第12条第1項の規定による定期報告は,次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ,それぞれ同表の右欄に掲げる基準年から3年ごとの年の7月1日から12月28日までの期間内に行わなければならない。

建築物	基準年
前項の表1の項から4の項までの左欄に掲げる用途に供する建築物	平成32年
前項の表5の項又は6の項の左欄に掲げる用途に供する建築物	平成30年

前項の表 7 の項の左欄に掲げる用途に供する建築物	平成 29 年
前項の表 8 の項の左欄に掲げる用途に供する建築物	平成 31 年
前項の表 9 の項の左欄に掲げる用途に供する建築物	平成 28 年
共同住宅及び寄宿舍（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）の用途に供する建築物	平成 30 年

3 前項の定期報告は、報告をする日前 3 月以内に調査した事項に基づき行わなければならない。

4 省令第 5 条第 4 項の規則で定める書類は、市長が別に定める定期調査表（建築設備）及び付近見取図とする。

（建築設備等の定期報告）

第 10 条 法第 12 条第 3 項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、防火設備のうち、前条第 1 項の表の左欄に掲げる用途に供する建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）とする。

2 法第 12 条第 3 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による定期報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に、行わなければならない。

（1） 政令第 129 条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる昇降機又は政令第 138 条第 2 項各号に掲げる工作物（以下「エレベーター等」という。）に係るもの 次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める時期

ア エレベーター等の設置者又は築造主が法第 7 条第 5 項（法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた日（以下この号において「交付日」という。）

が、平成 5 年 12 月 31 日以前の場合 毎年 3 月 30 日

イ 交付日が、平成 6 年 1 月 1 日以後の場合 毎年、交付日の属する月に相当する月の末日

（2） 防火設備又は政令第 129 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる昇降機（以下「防

火設備等」という。)に係るもの 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める時期

ア 防火設備等が、平成28年6月1日において現に存するものである場合
平成31年以降、毎年5月31日

イ 防火設備等の設置者又は築造主が法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日(以下この号において「交付日」という。)が、平成29年5月31日以前の場合
平成31年以降、毎年5月31日

ウ 交付日が、平成29年6月1日以後の場合
毎年、交付日の属する月に相当する月の末日

第11条 削除

(申請書等の取下げの届出及び工事の取りやめ届出)

第12条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により市長又は建築主事に提出した申請書、届出書、報告書又は通知書(以下「申請書等」という。)を取り下げようとする者は、市長又は建築主事が許可、指定、認可、認定、承認、交付、通知、受理又は確認をする前に、取下げ届(様式第7号)を市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、法又はこの細則の規定に基づく許可、認定又は確認(以下「許可等」という。)を受けた後に当該工事を取りやめた場合には、工事取りやめ届(様式第8号)に当該通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

3 前項の規定により添付した通知書は、工事取りやめ届を受理した後、速やかに建築主等に返還するものとする。

4 法第18条第2項の国の機関の長等は、同条第3項による確認済証の交付を受けた後に当該工事を取りやめた場合には、工事取りやめ届を市長に届け出なければならない。

(建築主等の変更の届出)

第13条 許可等を受けた建築物等について、その工事完了前に建築主等を変更しようとする者は、建築主等変更届(様式第9号)に、許可等の通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(道路の位置の指定等)

第14条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定(変更・廃止)申請書(様式第10号)に、次に掲げ

る図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 道路の位置の指定(変更・廃止)申請図(様式第11号)

(2) 承諾者の印鑑登録証明書

(3) 最近の土地の登記事項証明書及び公図の写し

2 市長は、特に必要と認める場合においては、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項の規定による道路のうち、私道(以下「位置指定道路等」という。)を変更し、又は廃止しようとする場合には、前2項の規定を準用する。

4 市長は、第1項の申請に基づいて道路の位置を指定し、又は前項の申請に基づいて道路を変更し、若しくは廃止した場合においては、その旨を公告するものとする。

第15条 削除

(道路の位置の標示)

第16条 第14条の規定による申請をしようとする者は、側溝、縁石その他により道路の境界を明確にしておかななければならない。

2 前項の規定により設置した標示は、移動させてはならない。

第17条 削除

(し尿浄化槽に係る区域の指定)

第18条 政令第32条第1項の規定により、市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

第18条の2 削除

(建築物等の許可申請添付図書)

第19条 省令第10条の4第1項の規則で定める図書は、次の表のとおりとする。

図書の種類		明示すべき事項	備考
1	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置	
	2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建	

		建築物と他の建築物の別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
2	断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ	日影による中高層の建築物の制限に係る許可又は建築物の高さに関する許可を受けようとするときに限る。
3	日影図	縮尺、真北の方向、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、水平面上の敷地境界線からの水平距離 5 メートル及び 10 メートルの線、建築物が冬至日の真太陽時による午前 8 時から 1 時間ごとに午後 4 時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間に水平面に生じさせる日影で条例第 57 条で指定する日影時間の等時間日影線	日影による中高層の建築物の制限に係る許可又は建築物の高さに関する許可を受けようとするときに限る。
4	縦横断面図	縮尺並びに道路又は隣接地盤と敷地地盤との縦横断面及びその高低差	日影による中高層の建築物の制限に係る許可又は建築物の高さに関する許可を受けようとするときに限る。
5	工場調書 (様式第 1 号)		工場の用地に供する建築物の用途地域に係る許可を受けようとするときに限る。
	危険物に関する調書 (様式第 2 号)		

2 省令第 10 条の 4 第 4 項の規定で定める図書は、次の表のとおりとする。

図書の種類	明示すべき事項	備考
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が政令第138条第3項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては，当該工作物と建築物との別を含む。）	
平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法	
側面図又は縦断面図	縮尺，工作物の高さ及び主要部分の寸法	
工場調書（様式第1号）		政令第138条第3項第1号に掲げる工作物の許可を受けようとするときに限る。
危険物に関する調書（様式第2号）		

3 第14条第2項の規定は，前2項の申請について準用する。

（建ぺい率の緩和）

第20条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は，その外周の長さの3分の1以上が道路又は道に接するものであって，次の各号に掲げるものとする。

（1） 幅員がそれぞれ4メートル以上でその和が10メートル以上ある2つの道路に接し，かつ，その内角が120度以内である角敷地

（2） 幅員が6メートル以上ある道路及び法第42条第2項の規定により道路とみなされている道で同項の規定により道路境界線とみなされる線と当該道の境界線との間の部分が道路状として整備されているものに接し，かつ，その内角が120度以内である角敷地

（3） 幅員がそれぞれ6メートル以上でその間隔が35メートル以下の2つの道路にはさまれた敷地

2 敷地が公園，広場，川その他これらに類するもの（以下この項において「公園等」という。）に接する場合（当該公園等の反対側に他の公園等が接する場合を含む。）又は敷地の前面道路の反対側に公園等が接する場合（当該公園等の反対

側に他の公園等が接する場合を含む。)においては、当該公園等(当該公園等の反対側に他の公園等が接する場合にあっては、当該公園等及び当該他の公園等)又は当該前面道路及び公園等(当該公園等の反対側に他の公園等が接する場合にあっては、当該前面道路並びに当該公園等及び当該他の公園等)を道路とみなして、前項の規定を適用する。これらの場合においては、敷地と公園等又は前面道路との境界線から公園等の反対側の境界線までの長さを幅員とする。

(建築物の認定申請添付図書)

第21条 省令第10条の4の2第1項の規則で定める図書は、第19条第1項の表の1の項及び2の項に掲げるもののほか、法第55条第2項の認定については、同表の4の項及び5の項に掲げるものとする。

2 次の表の左欄に掲げる法、政令又は条例の規定による建築物の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書(様式第13号)に、同表の右欄に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

法、政令又は条例	図書
法第3条第1項第4号、政令第115条の2第1項第4号ただし書	第19条第1項の表の1の項及び2の項に掲げる図書
条例第3条ただし書、第4条ただし書、第6条ただし書、第10条ただし書、第22条第2項第2号、第26条第2項第4号、第26条第3項、第27条ただし書、第37条第2項、第52条、第55条ただし書	第19条第1項の表の1の項に掲げる図書

3 第14条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(建築協定の認可申請)

第22条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定(変更・廃止)認可申請書(様式第14号)に次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 建築協定書

(2) 建築協定区域並びに建築協定区域に係る地形及び地物を表示する図面

(3) 建築協定区域内における土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定合意書

(4) 建築協定をしようとする理由書

2 第14条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

3 法第74条第1項又は法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用

する場合を含む。)の規定により建築協定を変更し、又は廃止しようとする場合には、前2項の規定を準用する。

(一の敷地とみなすこと等の認定申請等に係る添付図書等)

第23条 省令第10条の16第1項第3号の書面は、一の敷地とみなすこと等に係る建築物の位置及び構造に関する計画についての同意書(様式第15号)とする。

2 省令第10条の16第1項第4号の規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

(1) 前項の同意書に記載された者全員の印鑑登録証明書

(2) 対象区域内の地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条の規定に基づくものをいう。)又は公図の写し

(3) 対象区域内の土地の登記事項証明書

(公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定申請等に係る添付図書等)

第23条の2 省令第10条の16第2項第3号の規則で定める図書又は書面は、前条第2項第2号及び第3号に掲げるものとする。

2 省令第10条の16第3項第2号の書面は、一敷地内認定建築物以外の建築物に関する計画についての同意書(様式第15号の2)とする。

3 省令第10条の16第3項第3号の規則で定める図書又は書面は、第23条第2項第2号及び第3号に掲げるもののほか、前項の同意書に記載された者全員の印鑑登録証明書とする。

(一の敷地とみなすこと等の認定取消申請等に係る添付図書等)

第23条の3 省令第10条の21第1項第2号の書面は、一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消申請に関する同意書(様式第16号)とする。

2 省令第10条の21第1項第3号の規則で定める図書又は書面は、第23条第2項第2号及び第3号に掲げるもののほか、前項の同意書に記載された者全員の印鑑登録証明書とする。

(不適合な既存建築物等の報告)

第24条 条例第59条の2の規定による既存の建築物等に対する制限の緩和を受ける建築物等の所有者、管理者又は占有者は、不適合建築物等報告書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(全体計画の認定の申請書の添付図書等)

第24条の2 第5条の規定は、法第86条の8第1項の規定による全体計画の認

定の申請書に係る図書の添付について準用する。この場合において、第5条中「法第6条第1項（法第87条第1項，法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認」とあるのは「法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定（以下「全体計画の認定」という。）」と，「当該確認の申請に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）」とあるのは「当該全体計画の認定の申請に係る建築物」と読み替えるものとする。

2 省令第10条の23第6項の規則で定める書類は，法第6条の3第4項（法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第18条第7項（法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の構造計算適合性判定の結果を記載した通知書とする。

（垂直最深積雪量の指定）

第25条 政令第86条第3項の垂直最深積雪量は，30センチメートルとする。

（指定確認検査機関への適用）

第26条 法第6条の2の規定による確認及び法第7条の2の規定による完了検査については，第5条，第18条，第20条及び第25条の規定を適用する。

（道路位置指定図面の写しの交付）

第27条 市長は，道路位置指定図面（法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する図面をいう。以下同じ。）の写しを交付することができる。

2 前項の規定により，道路位置指定図面の写しの交付を受けようとする者は，当該写しの交付に係る道路の位置を特定し，道路位置指定図面の閲覧・写し交付申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

（建築計画概要書等の写しの交付）

第28条 市長は，省令第11条の4第1項に定める書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しを交付することができる。

2 前項の規定により，建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者は，当該写しの交付に係る建築物，工作物又は昇降機を特定し，建築計画概要書等の閲覧・写し交付申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（共同住宅等の出入口の前面に設置する通路）

第29条 条例第16条の表の1に規定する規則で定める建築物は，建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）第1第1項第2号の規定による建築物とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、特定行政庁を設置した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年茨城県規則第9号）の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「旧建築基準法」という。）第2条第21号及び別表第2の規定がなおその効力を有している場合においては、第19条中「法第48条第1項から第12項」とあるのは、「旧建築基準法第48条第1項から第8項」と、第21条中「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域」と、第24条中「法第48条第1項から第12項」とあるのは「旧建築基準法第48条第1項から第8項」と読み替えるものとする。

付 則（平成11年規則第35号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

付 則（平成12年規則第15号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年規則第47号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第17号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第29号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

付 則（平成14年規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にひたちなか市建築基準法施行細則（平成7年規則第7号）の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

付 則（平成15年規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前のひたちなか市建築基準法施行細則の規定によりされた手続その他の行為は、この規則による改正後のひたちなか市建築基準法施行細則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則 (平成16年規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前のひたちなか市建築基準法施行細則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後のひたちなか市建築基準法施行細則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則 (平成19年規則第28号)

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

付 則 (平成20年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年規則第15号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、本則に2条を加える改正規定及び様式第17号の次に2様式を加える改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

付 則 (平成22年規則第7号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年規則第30号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

付 則 (平成28年規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のひたちなか市建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）

第9条第2項の表の左欄に掲げる建築物（同条第1項の表1の項から5の項まで及び8の項の左欄に掲げる用途に供するものに限る。）に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による定期報告の時期は、改正後の規則第9条第2項の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準年までの間は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準年から2年ごとの年の7月1日から12月28日までの期間内とする。

建築物	基準年
改正後の規則第9条第1項の表1の項から5の項までに掲げる用途に供する建築物	平成28年
改正後の規則第9条第1項の表8の項に掲げる用途に供する建築物	平成29年

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に存する同項の表の左欄に掲げる建築物であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第1項第1号から第3号までに掲げるもの（改正後の規則第9条第1項の表1の項から5の項までの左欄に掲げる用途に供する建築物であって、その用途に供する部分の規模が同表1の項から5の項までの右欄の当該各項に該当するものを除く。）に係るこの規則の施行の日以後の最初の建築基準法第12条第1項の規定による定期報告の時期は、平成30年7月1日から同年12月28日までの期間内とする。

様式第1号(第5条, 第19条, 第24条の2関係)

工場調書

1	工場名・工場主名								
2	敷地の位置								
3	地域・地区								
4	調査者住所・氏名・印		㊟						
5	業種及び生產品目 (該当業種を○でかこむこと。)		金属	機械	化学	電気	土石	生產品目	
			紡織	木工	製本	ガス	窯業		
				製材	印刷	食品	その他()		
6	既設部分				申請部分				
7 作業の概要 機械その他の設備	名称	用途	個数	動力数(容量)	名称	用途	個数	動力数(容量)	
		合計				合計			
㊟ 区分		基準時(年月日)	現在	本申請による増減	合計	増加率			
8	敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	%			
9	建築面積								
10	延べ面積								
内訳	作業場								
	事務所								
	倉庫								
	厚生施設その他								
11	原動機	計計 Kw 台	計計 Kw 台	計計 Kw 台	計計 Kw 台				
12	作業員数	人	人	人	人				
13	最近の許可・確認								
14	常時貯蔵する危険物			製造又は他の事業を含む工業において処理する危険物					
	品名	最大数量(1・kg)	品名	最大停滞量(1・kg)					

(注意)1 A欄は建築基準法施行の日又は地域・地区の指定若しくはその変更により、不適合となった場合のみ記入し、「基準時」とはその不適合となった日を記入すること。

2 申請書の正本に2部, 副本に1部を添付すること。

(用紙A4)

様式第2号(第5条, 第19条関係)

危険物に関する調書

1	建築主住所・氏名					
2	敷地の位置					
3	地域・地区					
4	調査者住所・氏名・印			印		
5	建築物の主要用途					
6	危険物の主要用途					
7	施設の種別及び構造					
8	品名	数量	常時貯蔵する場合		製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合	
			現在	申請部分	現在	申請部分
A	基準時の (年月日) 状況	品名	数量	品名	数量	
9	最近の許可・確認					
10	備考					

(注意)1 A欄は, 建築基準法施行の日又は地域・地区の指定若しくはその変更により不適合となった場合のみ記入し, 「基準時」とはその不適合となった日を記入すること。

2 申請書の正本に2部, 副本に1部添付すること。

(用紙A4)

様式第3号(第7条関係)

工事監理者決定(変更)届

ひたちなか市長 殿

年 月 日

建築主
住所氏名 (印)
(自署の場合は、押印は必要ありません。)

ひたちなか市建築基準法施行細則第7条の規定により、下記のとおり工事監理者を決定(変更)したのでお届けいたします。

確 認 番 号 年 月 日	第 年 月 日
工 事 監 理 者 資 格 住 所 氏 名 建 築 士 事 務 所	()建築士() 登録第 号 電話 番 号 ()建築士事務所()登録第 号
変 更 前 工 事 監 理 者 資 格 住 所 氏 名 建 築 士 事 務 所	()建築士() 登録第 号 電話 番 号 ()建築士事務所()登録第 号
決 定 (変 更) の 期 日	

(用紙A4)

様式第3号の2(第7条の2関係)

工事施工者決定(変更)届

ひたちなか市長 殿

年 月 日

建築主
住所氏名 (印)
(自署の場合は、押印は必要ありません。)

ひたちなか市建築基準法施行細則第7条の2の規定により、下記のとおり工事施工者を決定(変更)したのでお届けいたします。

確認番号 年 月 日	
工事施工者 氏名 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号	建設業の許可()第 号
変更前工事施工者 氏名 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号	建設業の許可()第 号
決定(変更)の期日	

(用紙A4)

様式第4号(第8条関係)

標 識	← 60センチメートル →
	建築基準法による命令の公告
	建築物の所在地
	命令を受けた者の 住 所 氏 名
	この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第 項の規定に基づき を命じたものである。
↑ 45センチメートル ↓	年 月 日
	ひたちなか市長
	(注意)
	1 この標識は建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。
	2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。
	水道 水道
	3 電気 の供給を保留するよう 電気 事業者へ通知した。
	ガス ガス

様式第5号(第8条関係)

標 識

	← 60センチメートル →
↑ 45センチメートル ↓	建築基準法による命令の公告
	工作物の所在地
	命令を受けた者の 住 所 氏 名
	この工作物は、建築基準法に違反しているので、同法第88条第 項の規定において準用する同法第9条第 項の規定に基づき を命じたものである。
	年 月 日
	ひたちなか市長
	(注意)
	1 この標識は建築基準法第88条第 項の規定において準用する同法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。
	2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。
	水道 水道
	3 電気 の供給を保留するよう 電気 事業者に通知した。
	ガス ガス

様式第7号(第12条関係)

取 下 げ 届

<p>下記の申請書等は，都合により取り下げたいので，ひたちなか市建築基準法施行細則第12条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>ひたちなか市長 建築主事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電 話 (自署の場合は，押印は必要ありません。)</p> <p style="text-align: right;">印</p>		
<p>受付 年 月 日 番号 第 号</p>		
敷地の位置		
主要用途		
理由		
※受付欄	※決 裁 欄	※備 考 欄

(注意) ※印欄は，記入しないこと。

(用紙A 4)

様式第8号(第12条関係)

工事取りやめ届

ひたちなか市建築基準法施行細則第12条第2項又は第4項の規定により、下記のとおり工事を取りやめたのでお届けいたします。

年 月 日

ひたちなか市長 殿

建築主等 住所
氏名 (自署場合は、押印は必要ありません。)

1 建築位置	2 許可・承認・確認 第 号 年 月 日	
3 用 途		
4 理 由		
5 備 考		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 備 考

(注意) ※印欄は、記入しないこと。

様式第9号(第13条関係)

建 築 主 等 変 更 届

下記のとおり建築主等を変更したいので、ひたちなか市建築基準法施行細則第13条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年 月 日

ひたちなか市長 殿

届 出 人
住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名〕

1 建築主等	変更前	住 所	電 話
		氏 名	㊟
	変更後	住 所	電 話
		氏 名	㊟
2	確認の年月日・番号	年 月 日 確認 第 号	
3	敷地の地名地番		
4	建築物等の用途		
5	変更の期日及び理由		
※ 受付欄	備		考

(注意) ※印欄は、記入しないこと。

氏名㊟については、本人が自筆で署名する場合には押印は必要ありません。

様式第10号(第14条関係)

正

道路の位置の指定(変更・廃止)申請書

年 月 日					
ひたちなか市長 殿					
申請者 住所 氏名 印					
建築基準法第42条第 項第 号の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)を申請 します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。					
1	代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	()建築士 ()登録第 号 電話() ()建築士事務所 ()登録第 号	印		
2	図面作成者資格 住所氏名 建築士事務所名	()建築士 ()登録第 号 電話() ()建築士事務所 ()登録第 号	印		
3	道路となる土地 の地名地番				
4	既に指定を受けた道路の指定 番号・年月日	第 号	5 変更・廃止しよう とする道路の指定 番号・年月日		
		年 月 日		第 号 年 月 日	
6 申請 道路	図面上の符号	幅 員	延 長	すみ切の長さ	側溝の幅
		m	m	m	m
7	道路の標示方法				
8	申請理由				
※ 受 付	※ 現 地 調 査	※ 決 裁		指 定	
	年 月 日	印		年 月 日	
	第 号			第 号	
	調査員				

- (注意) 1 ※欄は、記入しないこと。
 2 「6 申請道路」欄は、小数点以下2位まで記入すること。
 3 「道路の標示方法」は、「コンクリート側溝」等と具体的に記入すること。
 4 この様式は、ひたちなか市建築基準法施行細則第14条第3項において準用する場合を含む。
 5 申請者、代理者及び図面作成資格者の氏名印については、本人が自筆で署名する場合には押印は必要ありません。

副

道路の位置の指定(変更・廃止)通知書

指令第 号 年 月 日							
殿							
ひたちなか市長 印							
建築基準法第42条第 項第 号の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)をしたので、通知します。							
1	代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	()建築士 ()登録第 号 電話()	印				
2	図面作成者資格 住所氏名 建築士事務所名	()建築士事務所 ()登録第 号 電話()	印				
3	道路となる土地の地名地番						
4	既に指定を受けた道路の指定番号・年月日	第 号	5 変更・廃止しようとする道路の指定番号・年月日	第 号			
		年 月 日		年 月 日			
6 申請道路	図面上の符号	幅	員	延	長	すみ切の長さ	側溝の幅
			m		m	m	m
7	道路の標示方法						
8	申請理由					※受付記録	
						年 月 日	
						第 号	

- (注意) 1 この様式は、ひたちなか市建築基準法施行細則第14条第3項において準用する場合を含む。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 代理者及び図面作成資格者の氏名 印については、本人が自筆で署名する場合には押印は必要ない。

様式第11号(第14条関係)

※指定年月日	年 月 日
※告示番号	第 号

承 諾 書	指定 この図面のとおりに道路位置の変更を承諾いたします。 廃止				申請者住所氏名印 ⑩			
	申請者		殿					
	年 月 日	権 利 別	地 名 地 番	住 所	氏 名	印		
備考								
図面作成者住所氏名印								⑩
測量者住所氏名印								⑩

(凡例)

方 位		都 市 計 画 路 線	
道 路 位 置 の 標 識		既 存 道 路	
へい(構造記入)		予 定 する 道 路 の 位 置	
主 要 出 入 口		市 町 村 界	
井 戸			
生 垣		指 定 され た 道 路 の 位 置 及 び 建 築 線 (指 定 年 月 日 番 号)	
予 定 建 築 物			
既 存 建 築 物		廃 止 され る 道 路 の 位 置	
敷 地 界		申 請 する 道 路 の 位 置	
地 番 界		擁 壁	
字(丁目)界		高 圧 線	
耕 地		が け	
山 林		水 路 及 び 土 揚 敷	

(注意)

- 1 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。
- 2 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 3 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下2位まで)とすること。
- 4 附近見取図、道路断面図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
- 5 附近見取図と地籍図の方位は一致させること。
- 6 隣地境界又は目標となる不動産の物件から申請道路の入口までの距離を記入すること。
- 7 ※印は記入しないで下さい。

道路位置の指定〔廃止
変更〕申請図

附近見取図

道路となる土地の地名地番

幅員 メートル・延長 メートル

地籍図(縮尺1/300)

道路断面図(縮尺1/20)

様式第13号(第21条関係)

正

建築物認定申請書

<p>〔 建築基準法 第 条 第 項第 号 同法施行令 第 条 第 項第 号 条 例 第 条 第 項第 号 〕の規定による認定を申請します。</p> <p>この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>ひたちなか市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 ㊟</p>					
1	建築主住所・氏名	電話()	番		
2	代理者資格,住所・氏名・印建築士事務所名	()建築士()登録第 号	㊟		
		()建築士事務所()登録第 号 電話()			
3	敷地の位置	ア 地名地番			
		イ 用途地域	ウ 防火地域 防火, 準防火, 指定なし エ その他の地区		
		ア 主要用途	エ 階 数		
4	建築物	イ 工事種別	オ 軒の高さ m		
		ウ 構造	カ 最高の高さ m		
		申請部分	申請以外の部分	合 計	
5	敷地面積	m ²	m ²	8 敷地面積との比率	
6	建築面積	m ²	m ²	m ² %	
7	延べ面積	ア 建築物全体	m ²	m ²	m ² %
		イ 自動車車庫等の部分	m ²	m ²	m ²
		ウ 住宅部分	m ²	m ²	m ²
9	申請理由				
10	備考				

※ 認 定 欄	※ 受 付 欄
第 年 月 日	

(注意)

申請者及び代理者の氏名㊟については、本人が自筆で署名する場合には押印は必要ありません。

副

建築物認定通知書

第 号
年 月 日

殿

〔 建築基準法 第 条 第 項 第 号 〕
〔 同法施行令 第 条 第 項 第 号 〕
〔 条 例 第 条 第 項 第 号 〕 の規定による認定をしたので通知し
ます。

ひたちなか市長

印

1	建築主住所・氏名	電話() 番			
2	代理者資格,住所・氏名・印建築士事務所名	()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()登録第 号 電話()			
3	敷地の位置	ア 地名地番			
		イ 用途地域	ウ 防火地域	防火, 準防火, 指定なし	
4	建築物	エ 主要用途	エ 階 数		
		イ 工事種別	オ 軒の高さ	m	
		ウ 構造	カ 最高の高さ	m	
		申請部分	申請以外の部分	合計	8 敷地面積との比率
5	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
6	建築面積	m ²	m ²	m ²	%
7 延べ面積	ア 建築物全体	m ²	m ²	m ²	%
	イ 自動車車庫等の部分	m ²	m ²	m ²	
	ウ 住宅部分	m ²	m ²	m ²	
9	申請理由				
10	備考				

※ 認 定 条 件

記入に当たっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

(注意)

- (1) ※印欄は、記入しないでください。
- (2) 2欄は、代理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、住所はその事務所の所在地を書いてください。
なお、氏名(印)については、本人が自筆で署名する場合には押印は必要ありません。
- (3) 3欄の「イ」は該当する用途地域名を記入し、「ウ」は該当するものを○で囲んでください。
- (4) 都市計画区域内又は準都市計画区域内においては、7欄の「イ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を、「ウ」に住宅の用途に供する部分の床面積を書いてください。
- (5) 9欄は、できるだけ具体的に書いてください。

様式第14号(第22条関係)

正

建築協定(変更・廃止)認可申請書

建築基準法第 条第 項(ひたちなか市建築基準法施行細則第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定による(変更・廃止)認可を受けたいので申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 ひたちなか市長 殿 申請者 住 所 氏 名 ㊟ (自署の場合は、押印は必要ありません。)						
1	代表者住所・氏名	電話				
2	建築協定の名称					
3	協定の位置 区域	ア	区域の地名 地番			
		イ	用途地域			
		ウ	防火地域	防火, 準防火, 指定なし	エ	その他の区域・ 地域・地区
4	建築協定の概要	ア	建築物に関する協定事項			
		イ	有効期間			
		ウ	違反があった場合の措置			
5	協定区域の面積・規模	m ²				
6	土地所有者等の人数	土地の所有者	建物の所有を 目的とする		法第77条 に規定する建築物 の借主	合 計
			地上権者	貸借権者		
7	6のうち合意者の 人数	人	人	人	人	人
8	権利者に対する 合意者の割合					
9	特記事項					
※ 受付欄		※ 備考欄		※ 認可・公告欄		
				認可	第 号 年 月 日	
				公告	第 号 年 月 日	

(注意) 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 3欄「ウ」は、該当するものを○で囲むこと。

(用紙A4)

副

建築協定(変更・廃止)認可通知書

※(変更・廃止)認可通知欄	<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>建築基準法第 条第 項の規定による(変更・廃止)認可をしたので、通知します。</p> <p style="text-align: right;">ひたちなか市長 印</p>					
	1	代表者住所・氏名	電話			
2	建築協定の名称					
協定の位置 区域	3	ア	区域の地名 地番			
		イ	用途地域			
		ウ	防火地域	防火, 準防火, 指定なし	エ	その他の区域・地域・地区
建築協定の概要	4	ア	建築物に関する協定事項			
		イ	有効期間			
		ウ	違反があった場合の措置			
5	協定区域の面積・規模	m ²				
6	土地所有者等の人数	土地の所有者	建物の所有を目的とする		法第77条に規定する建築物の借主	合計
			地上権者	貸借権者		
7	6のうち合意者の人数	人	人	人	人	人
8	権利者に対する合意者の割合					
9	特記事項					

(注意) 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 3欄「ウ」は、該当するものを○で囲むこと。

(用紙A4)

様式第15号(第23条関係)

一の敷地とみなすこと等に係る建築物の位置及び構造に関する計画についての同意書
次の土地に係る一の敷地とみなすこと等に係る建築物の位置及び構造に関する計画に
ついて、異議なく同意します。

土地及び建築物の関係権利者

所在地及び地番	権利の種類別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

(注) 印鑑は印鑑登録証明付きのものとする。

様式第15号の2(第23条の2関係)

一般地内認定建築物以外の建築物に関する計画についての同意書

次の土地に係る一般地内認定建築物以外の建築物に関する計画について、異議なく同意します。

土地及び建築物の関係権利者

所在地及び地番	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

(注) 印鑑は印鑑登録証明付きのものとする。

(用紙A4)

様式第16号(第23条の3関係)

一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消申請に関する同意書

年 月 日に公告のあった一の敷地とみなすこと等に係る建築物の認定又は許可の取消申請をすることについて、異議なく同意します。

土地及び建築物の関係権利者

所在地及び地番	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

(注) 印鑑は印鑑登録証明付きのものとする。

様式第17号(第24条関係)

不適合建築物等報告書

ひたちなか市建築基準法施行細則第24条の規定により報告します。 ひたちなか市長 あて <div style="text-align: right;">住所 報告者 氏名 印</div>							
所有者又は管理者の住所氏名				TEL			
代理者住所氏名				TEL			
建築物 (工作物)	敷地の地名番			用途地域			
	主要用途			防火地域	防火・準防火・指定なし		
不適合事項	不適合条項	第 条第 項()		基準時	年 月 日		
	内容						
敷地面積と建築物(工作物)の規模							
		基準時	現在	除却	計画部分	合計	増加率
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
建築(築造)面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
階数		階	階	階	階	階	
A	()の床面積合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
B	()の床面積合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
C	()の床面積合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
D	A~C以外の部分の床面積合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
合計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
※許容限度	建築(築造)面積		床面積		不適合部分面積		
	m ²		m ²		m ²		
※受付欄	※		年 月 日		※備考		
	調査年 調査月 調査日 調査者氏名		印				

(注) ※印及び不要の欄は、記入しないでください。

様式第18号(第27条関係)

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

電話 ()

(自署の場合は、押印は必要ありません。)

道路位置指定図面の閲覧・写し交付申請書

道路位置指定に関する図面の閲覧・写しの交付を申請します。

道路の地名地番	ひたちなか市
道路の指定・変更・廃止の年月日及び番号	年 月 日 第 号
閲覧・写しの交付の申請理由	
写しの交付の有無及び写しの件数	<input type="checkbox"/> 有 件 <input type="checkbox"/> 無
備考	

様式第19号(第28条関係)

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

電話 ()

(自署の場合は、押印は必要ありません。)

建築計画概要書等の閲覧・写し交付申請書

建築計画概要書等の閲覧・写しの交付の申請をします。

閲覧に係る書類	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 処分等概要書	<input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書
建築物等の位置	ひたちなか市	
確認申請年月日及び番号	年 月 日 第 号	
閲覧・写しの交付の申請理由		
写しの交付の有無	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 処分等概要書	<input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書
写しの件数	件	
備考		

(注) 1 写しの交付件数は、概要書ごとに1件と数える。

2 該当するものにレ印を記入すること。

様式第1号（第5条，第19条，第24条の2関係）

様式第2号（第5条，第19条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第3号の2（第7条の2関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号 削除

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第14条関係）

様式第11号（第14条関係）

様式第12号 削除

様式第13号（第21条関係）

様式第14号（第22条関係）

様式第15号（第23条関係）

様式第15号の2（第23条の2関係）

様式第16号（第23条の3関係）

様式第17号（第24条関係）

様式第18号（第27条関係）

様式第19号（第28条関係）